ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し

- 地方公共団体に寄附(ふるさと寄附)を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、 寄附金額のうち2千円を超える額について全額控除できる仕組みとなっている。
- 平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、 所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特例控除額の見 直しを行う。

《税負担軽減の仕組み》(年収700万円、寄附金5万円の場合 (※夫婦子なしの場合、端数未調整)

